

鳥取県告示第252号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成24年4月6日

鳥取県東部総合事務所長 齋藤明彦

事業者の名称 又は氏名	指定に係る事業所の 名称	指定に係る事業所の所 在地	廃止の届出を受理し た年月日	サービスの種類
倉恒 忠代	倉恒薬局	鳥取市相生町四丁目416	平成24年3月27日	介護予防居宅療養 管理指導